

【談話】

## 課題は残るものの改正「支援法」の成立を歓迎する さらなる改善に奮闘する

07年11月9日

災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会

(略称・全国災対連)

事務局長 中山益則

11月9日参議院から送られた改正「被災者生活再建支援法案」(以下・改正「支援法」)が、衆議院本会議で満場一致で可決成立した。改正「支援法」は、これまでの「支援法」の最大の欠陥であった住宅本体への適用を事実上認めたことである。また、年収・年齢による支給制限も撤廃した。そして、今年発生した自然災害の被災地(特定4災害)にも特例として付則で遡及適用することにもなった。

全国災対連は、同制度発足から住宅再建に適用しないことは、生活再建を妨げるものとして一貫して住宅本体適用を要求してきた。その立場からも、今回の法改正で実現したことを大いに歓迎するものである。参議院選挙結果によって民意が政治を動かすことを改めて示したものである。この間、今国会で一時両案の廃案もささやかれてきた厳しい局面も乗り越えてきた。改正「支援法」を前進成立させたのは、阪神・淡路大震災、中越大震災、能登半島地震や中越沖地震の被災者や北秋田市の台風豪雨災害の被災者が直接国会に声を届け、各種の団体の運動と党派を超えた国会議員の粘り強い奮闘の結果である。

しかし、被災者の願いであった支給金額の増額や半壊世帯への公的支援、「基金原資」の割合を「国が3分の2」に改めることなどは見送られたことは残念な結果である。能登半島地震や中越沖地震の被災地では、高齢の被災者が多く住宅ローンなどを組むことが極めて困難な状況にあるにもかかわらず、現在の上限支給額が300万円であることは問題である。同時に、半壊した家屋でも補修に経費が必要なことは明白である。また、各地方公共団体が別途自前の支援制度を実施しているもとの、「基金」の運営原資において「国が3分の2」の拠出を行うことは当然である。

課題は残っている。改正「支援法」の付帯決議にある4年見直し条項なども活用して、真に被災者に実効ある「支援制度」の確立に向けて、被災者とともに奮闘する決意である。

以上